

(仮称) 旭川新アリーナ等整備事業

基本協定書（案）

	目 次	
第1章 総則		1
第1条 (目的)		1
第2条 (定義)		1
第3条 (本事業の概要)		1
第4条 (事業遂行の指針)		1
第5条 (表明保証)		2
第6条 (乙の役割分担等)		2
第7条 (事業日程)		3
第8条 (乙による資金調達)		3
第9条 (許認可及び届出等)		3
第10条 (本施設の設計及び整備工事に伴う各種調査等)		3
第11条 (本施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)		4
第12条 (関係事業者との連携)		4
第13条 (第三者の使用)		4
第14条 (自己責任)		4
第15条 (保険)		5
第2章 本施設の設置		5
第16条 (設計)		5
第17条 (甲による設計の変更)		5
第18条 (施工計画書等)		6
第19条 (工事責任者の設置)		6
第20条 (設置工事)		6
第21条 (許可)		6
第22条 (甲による説明要求及び立会い)		7
第23条 (甲による中間確認等)		7
第24条 (乙による完成検査)		7
第25条 (甲による完了検査等)		8
第26条 (供用開始予定日の変更)		8
第27条 (設置工事の一時中止)		8
第28条 (設置工事の一時中止等)		8
第29条 (甲の責に帰すべき事由による設置工事の一時中止等)		9
第30条 (供用開始の遅延)		9
第31条 (設置工事中に乙が第三者に与えた損害)		9
第32条 (設置工事開始及び完了時の甲に対する届出)		9
第3章 本施設の管理		10
第33条 (管理)		10
第34条 (年度業務報告書の提出)		10
第35条 (財務情報等の報告・開示)		10

第36条	(その他の報告義務)	10
第37条	(乙によるセルフモニタリング)	10
第38条	(甲によるモニタリング)	11
第39条	(許可の取消し等)	11
第40条	(変更許可申請)	11
第41条	(許可の更新)	11
第42条	(改善命令)	12
第43条	(第三者による使用)	12
第44条	(災害時の対応)	12
第45条	(増加費用等)	13
第46条	(甲の責に帰すべき事由等に基づく増加費用等)	13
第47条	(本施設の損傷に伴う影響)	14
第48条	(原状回復)	14
第49条	(譲渡等の取扱い)	15
第 4 章	[既存公園施設等]の管理運営	15
第50条	(指定管理者の指定)	15
第 5 章	契約保証	15
第51条	(契約保証)	15
第 6 章	本協定の期間及び解除	16
第52条	(本協定期間)	16
第53条	(甲による解除)	16
第54条	(乙による解除)	17
第 7 章	解除の効果	17
第55条	(本施設の解除に伴う措置)	17
第56条	(解除に伴う賠償等)	18
第57条	(許可の取消し等)	18
第 8 章	SPC 設立の特則	18
第 9 章	雑則	19
第58条	(協議)	19
第59条	(著作権の使用)	19
第60条	(特許権等の使用)	19
第61条	(協定上の地位の譲渡)	20
第62条	(秘密保持)	20
第63条	(計算単位等)	20
第64条	(相殺)	21
第65条	(通知先等)	21
第66条	(準拠法)	21
第67条	(管轄裁判所)	21
第68条	(定めのない事項)	21

別紙 1	定義集（第 2 条関係）	23
別紙 2	事業日程（第 7 条関係）	25
別紙 3	乙が付す保険等（第 15 条関係）	26
別紙 4	本施設の設計図書等（第 16 条関係）	27
別紙 5	事業対象地（第 21 条関係）	29
別紙 6	セルフモニタリング基準（第 37 条、第 38 条関係）	30
別紙 7	指定管理基本協定書（第 50 条関係）	31

旭川市（以下「甲」という。）と、●●、●●、●●（以下、個別に又は総称して「乙」といい、●●を「代表企業」という。）は、（仮称）旭川新アリーナ等整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

【注：本基本協定書（案）は、旭川市及び事業者の、現時点において想定される本事業における役割分担等を記載したものであり、応募者が提出した事業提案書の内容及び応募者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。なお、本基本協定書（案）は、任意提案の対象である収益施設の整備・運営管理、及び既存公園施設等の指定管理についても事業提案書において提案された場合を想定した規定としています。】

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に規定するとおりとする。なお、その他本協定に定義されていない用語は、文脈上別意に解すべき場合を除き、募集要項等において定められた意味を有する。

2 本協定における各条項の見出しが参考の便宜のためであり、本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

（本事業の概要） 【注：本事業の内容は、応募者の提案に応じて調整します。】

第3条 本事業は、次の各号に掲げる事業及び業務並びにこれらに付随し、関連する一切の事業及び業務により構成される。

- (1) 新アリーナの施設整備及び管理運営
- (2) [収益施設の施設整備及び管理運営]
- (3) [総合体育館の跡地又はその周辺に整備される施設の指定管理]
- (4) [既存公園施設の指定管理]

（事業遂行の指針）

第4条 乙は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、募集要項等、要求水準書及び事業提案書に従って遂行するものとする。

2 本協定は、募集要項等、要求水準書及び事業提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本協定の一部を構成する。また、本協定の規定に基づき、別途甲と乙との間で締結される契約は、いずれも本協定の一部を構成する。

3 本協定、募集要項等、要求水準書及び事業提案書の内容に齟齬又は矛盾がある場合は、本協定、募集要項等、要求水準書及び事業提案書の順で優先的な効力を有する。但し、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業提案書が要求水準書に優先する。

(表明保証)

第5条 乙は、本協定締結日現在において、甲に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 乙は、いずれも法令等に基づき有効かつ適法に設立され、存続する法人であること。 **【注：本号は、構成企業の属性に応じて調整します。】**
- (2) 乙は、いずれも本協定を締結し、履行する完全な能力を有し、本協定上の乙の義務は法的に有効かつ拘束力ある義務であり、強制執行可能であること。
- (3) 乙が本協定を締結し、これを履行することにつき、法令等及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授権その他一切の手続を履践していること。
- (4) 本協定の締結及び本協定に基づく義務の履行は、乙に対して適用される全ての法令等に違反せず、乙が当事者であり若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (5) 自ら（その役員、使用人その他の関係者を含む。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
- (6) 自らが反社会的勢力を利用していないこと。
- (7) 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- (8) 自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(乙の役割分担等) **【注：本条の表に規定する業務名は、応募者の提案に応じて調整します。】**

第6条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。

業務名	担当法人	位置付け
本施設の設計・整備業務	●	代表企業
	●	構成企業
	●	構成企業
本施設の管理運営業務	●	●
総合体育館の跡地又はその周辺に整備される施設の管理運営業務	●	●
既存公園施設の管理運営業務	●	●

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、本協定に基づく一切の義務を連帶して履行する責任を負う。
- 3 代表企業は、乙を代表して甲に対する通知、報告及び文書の提出を行う責任を負い、乙を代表して甲から通知を受領する権限を有するものとする。但し、甲が通知、報告及び文書の提出を行う乙を指定したときはこの限りでない。
- 4 代表企業は、甲の書面による承諾なく、代表企業としての地位を、代表企業以外の乙又は第

第三者に譲渡することはできない。

- 5 乙は、構成企業について本協定、募集要項等、要求水準書若しくは事業提案書上の重大な義務違反が発生した場合、又は構成企業の信用力若しくは第1項に掲げる当該構成企業の担当業務の遂行能力に著しい懸念が生じたと甲が合理的に判断する場合、直ちに甲の満足する代替企業の選定、当該構成企業の担当業務の他の構成企業による引受けその他合理的に必要な措置を講じるものとする。

(事業日程)

第7条 本事業は、原則として別紙2の事業日程に従って実施するものとする。

- 2 乙は、本事業に遅延が生じるおそれがある場合、遅延を軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(乙による資金調達)

第8条 本協定の締結及び履行並びに本事業の実施に関する一切の費用（乙に課される公租公課を含む。）は、本協定に別段の定めがある場合を除き、全て乙が負担するものとし、甲はこれを負担しない。

- 2 本事業に関連する資金の調達は、全て乙の責任において行うものとする。

(許認可及び届出等)

第9条 本事業及び本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可又は認定の取得若しくは届出又はそれらの維持等については、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。但し、本事業の実施に必要となる許認可又は認定等の取得若しくは届出又はそれらの維持を甲が行う必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、乙は、甲による当該許認可又は認定等の取得若しくは届出又はそれらの維持にかかる費用を負担するものとし、また、当該措置について甲が乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

- 2 乙は、前項の許認可又は認定の取得又は届出等に際しては、甲に対し、書面による事前説明及び事後報告を行うものとし、許認可等又は認定の取得又は届出等に関して書類を作成し、提出した場合、その写しを保存するとともに速やかに甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙から書面により要請がある場合、乙による許認可又は認定の取得若しくは届出又はそれらの維持等に必要な資料の提出その他甲が乙にとって必要と判断する事項について法令等の範囲内において協力するものとする。
- 4 乙は、第1項に基づき乙が取得、届出又は維持した許認可等を証する書類の原本を保管し、甲の要請があった場合にはその原本を甲に提示し、又は原本証明付き写しを甲に提出するなど、甲が必要とする事項について協力するものとする。
- 5 乙は、乙が取得すべき許認可の取得、申請又は届出等の遅延又は失効により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は損害を負担する。但し、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が当該増加費用又は損害を負担する。

(本施設の設計及び整備工事に伴う各種調査等)

第10条 乙は、本施設の設計及び整備工事に必要な測量、地質調査その他の調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、乙はかかる調査等を行う場合、甲に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは甲に当該調査等に係る報告をしなければなら

ない。

(本施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)

第11条 乙は、自らの責任と費用負担において、騒音、振動、土壤汚染、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気及び電波障害を含む本施設に係る整備工事が周辺の安全及び環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の周辺の安全及び環境対策（地域住民に配慮した対策を含む。以下、本条において「周辺の安全及び環境対策」という。）を実施するものとする。この場合において、甲及び乙は、周辺の安全及び環境対策の実施の方法等について事前に協議するものとし、乙は、甲に対して、事後にその内容及び結果を報告するものとする。但し、募集要項等から予見できない土壤汚染、地下埋設物又は埋蔵文化財に係る周辺の安全及び環境対策は、甲が自らの責任と費用負担において実施するものとする。

- 2 周辺の安全及び環境対策の結果、本施設の供用開始予定日の遅延が見込まれる場合において、乙が請求した場合、甲乙協議のうえ、甲は、別紙2に規定する事業日程を変更する合理的な理由があると認められる場合に限り、本施設の供用開始予定日を変更することができるものとする。
- 3 周辺の安全及び環境対策の結果、乙に生じた増加費用及び損害（本施設の供用開始予定日が変更されたことに伴い増加する費用を含む。）については、第1項但書又は都市公園法第28条第1項に定めるものを除き、乙が負担するものとする。

(関係事業者との連携)

第12条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、甲が要求する場合、本事業の関係事業者との調整を実施するものとする。但し、甲の乙に対する要求が合理的範囲を超える場合はこの限りではない。

(第三者の使用)

第13条 乙は、本事業の一部を第三者に委託し又は請け負わせるときは、事前に甲の承諾を得なければならない。なお、乙は、本事業の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、前項により本事業を第三者に委託し又は請け負わせたときは、速やかにその委託又は請負の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 前各項による第三者への本事業の委託及び請負は、すべて乙の責任において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(自己責任)

第14条 乙は、本協定及び本設置許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとし、本事業に関連して乙に生じた収入の減少、費用の増加その他の損害の発生については、その名目のいかんを問わず、全て乙が負担し、甲はこれについて何ら責任を負担しない。但し、都市公園法第28条第1項に定めるものを除く。

- 2 乙が、本事業に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその紛争及び損害の一切について、自己の責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目のいかんを問わず、金銭の要求その他いかなる要求もしないものとする。但し、当該紛争又は損害が甲の責めに帰すべき事由によるものである場合は、甲が自己の責任

と費用で解決するものとし、乙は必要な範囲でこれに協力する。

- 3 乙は、本協定及び本設置許可書に別段の定めがある場合を除き、乙による本事業の履行に関する甲による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は本事業に関して乙から甲になされる報告、通知若しくは説明等を理由として、本協定及び本設置許可書上のいかなる責任をも免れることはなく、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明等を理由として、甲は何らの責任を負担しない。
- 4 本協定に基づき乙に生じた増加費用又は損害を甲が負担する場合、当該増加費用又は損害に係る帰責事由の有無等にかかわらず、当該増加費用又は損害には、乙（本事業の一部を第三者に委託し又は請け負わせた場合における当該第三者を含む。）の逸失利益を含まないものとする。

(保険)

第15条 乙は、[別紙3に規定する保険その他]必要に応じて適切な保険を付保し、その保険料を負担するものとする。

- 2 乙は、前項の保険契約の締結後、当該保険契約の保険証書の写し又はこれに代わるものとして甲が認めたものを直ちに甲に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改又は新たな締結があった場合も同様とする。

第2章 本施設の設置

(設計)

第16条 乙は、自らの責任と費用負担において本施設の設計を行い、別紙4に規定する設計図書等を甲に提出するものとする。甲は、提出された設計図書等を確認し、修正すべき点がある場合には、乙に対して再度の修正を指示することができるものとし、以後も同様とする。

- 2 乙は、前項の修正の指示があった場合は、当該修正指示に基づいて設計図書等を修正し、甲に提出するものとする。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、乙に対して修正を指示することができるものとする。
- 3 乙は、本施設の設計を行うにあたり、事業提案書の内容に変更が必要となった場合は、甲の同意を得たうえで事業提案書を変更し、変更後の内容に基づき設計を行うことができる。なお、当該変更により乙に増加費用が発生した場合、当該費用は乙の負担とする。
- 4 甲は、本施設の設計の状況について、隨時乙からの報告を求めることができる。
- 5 甲は、乙から提出された設計図書等が募集要項等、要求水準書及び事業提案書に照らし合わせて適當であると認められるときは、確認書を発行するものとする。
- 6 乙は、第1項又は第2項の設計図書等を提出したこと、第4項の求めに応じて報告を行ったこと、又は前項の確認書を受領したことを理由として、本協定上のいかなる責任をも免れず、甲は当該提出を受けたこと、報告を受けたこと、又は確認書を発行したことを理由として、何らの責任を負担しない。

(甲による設計の変更)

第17条 甲は、甲が必要と認める場合は、前条第5項の確認書を発行した後であっても、募集要項等、要求水準書及び事業提案書の範囲を逸脱しない限度で、乙に対して設計図書等の変更を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により設計図書等を変更する場合において、乙に増加費用が生じたときは、

その費用負担について甲と協議するものとする。但し、当該変更が、乙の作成した設計図書等に本協定、募集要項等、要求水準書若しくは事業提案書との相違、法令等の違反、本協定第11条に規定する「周辺の安全及び環境対策」との不適合若しくはその他の不備があることを理由とする場合、又は乙の調査の誤り若しくは不足があったことを理由とする場合は、乙が当該費用の一切を負担するものとする。

(施工計画書等)

第18条 乙は、本施設の設置工事着手前に施工計画書（本施設の設置工事期間、既存施設の撤去を含む工事全体の工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）を、工事期間中においては毎週末日までに翌週の週間工程表をそれぞれ作成のうえ、甲に提出するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書及び週間工程表について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事責任者の設置)

第19条 乙は、本施設の設置工事着手前に工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する義務を負う。

(設置工事)

第20条 乙は、設計図書等並びに第18条に規定する施工計画書及び週間工程表に従って、本施設の設置工事を行うものとする。

- 2 乙は、本施設の設置工事着手後、設計図書等について、必要があると認められる場合には、甲と協議のうえ、甲の同意を得て、変更することができる。
- 3 本施設の設置方法その他本施設の設置工事のために必要な一切の手段は、本協定、募集要項等、要求水準書又は事業提案書に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは乙がその責任においてこれを定める。

(許可)

第21条 乙は、本施設の設置工事着手までに、本施設に係る設置許可申請書を提出して都市公園法第5条に基づく甲の許可（以下「本設置許可」という。）を得るものとする。

- 2 設置許可申請書には、第16条に規定する設計図書等及び第18条に規定する施工計画書を添付しなければならず、甲は、当該設置許可申請書及び添付書類を審査し、募集要項等、要求水準書及び事業提案書に合致していれば、許可条件を付し設置許可を与えるものとする。
- 3 前項の許可の期間は、甲が乙と協議のうえ、許可の日から10年を超えない範囲で定めるものとする。
- 4 乙は、本施設に係る設置許可使用料（以下「本設置許可使用料」という。）を甲に支払う。
- 5 本設置許可使用料は、本設置許可時点における旭川市都市公園条例の別表(3)によって参照される旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の別表に基づき甲が算出する金額とする。但し、法令等の改正により当該条例に定める設置許可使用料の算定基準又はその金額が改定された場合は、当該改定後の当該条例に定める設置許可使用料を本設置許可使用料とする。なお、本設置許可使用料算出の対象となる面積は、別紙5において示した本施設の面積と

し、設置許可内容の変更に伴いその面積が変更された場合は、変更後の面積とする。

- 6 乙は、事業年度ごとに甲が発行する納入通知書により、納入期限内に本設置許可使用料を納付するものとする。但し、当該許可日の属する年で、設置許可の期間が1年に満たない場合は、月割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。

(甲による説明要求及び立会い)

第22条 甲は、本施設の設置工事の状況その他甲が必要とする事項について、隨時、乙に対して説明を求めることができる。

- 2 前項に規定する説明の結果、本施設の設置工事の状況が募集要項等、要求水準書、事業提案書及び設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 甲は、本施設の設置工事期間中、事前の通知なしに本施設の設置工事に立ち会うことができる。
- 4 乙は、工事責任者による本施設の検査又は試験の内容を、甲に対して事前に通知する。甲は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。
- 5 乙は、甲が第1項に規定する説明を受けたこと又は第3項若しくは第4項に規定する立会いを行ったことを理由として、本施設の設置工事の全部又は一部に瑕疵又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合においていかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該説明を受けたこと又は当該立会いを行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

(甲による中間確認等)

第23条 甲は、本施設が募集要項等、要求水準書、事業提案書及び設計図書等に従い設置工事が行われていることを確認するために、本施設の設置工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

- 2 中間確認の結果、本施設の設置工事の状況が募集要項等、要求水準書、事業提案書及び設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。なお、かかるは是正に必要な費用は乙の負担とする。
- 3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該確認を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

(乙による完成検査)

第24条 乙は、自己の責任及び費用において、本施設の設置工事の完成検査を行うものとする。乙は、本施設の設置工事の完成検査の日程を、事前に甲に対して通知しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。なお、甲は、甲が必要と認める場合、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、破壊検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。
- 3 乙は、甲が前項に規定する完成検査への立ち会ったこと又は破壊検査を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該立会い又は破壊検査を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。
- 4 乙は、完成検査に対する甲の立会いの有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を報告するものとする。

(甲による完了検査等)

第25条 甲は、乙から前条第4項に規定する報告を受けた場合、14日以内に本施設の設置工事の完了検査を実施することができる。甲は、乙に対し、完了検査に必要な完成図を甲に提出するよう求めることができ、乙はこれに従わなければならぬ。

- 2 前条第2項の立会い、前条第4項の報告又は前項の完了検査の結果、本施設の設置工事の状況が募集要項等、要求水準書、事業提案書又は設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができる。この場合、乙はこれに従わなければならず、当該是正の完了後速やかに、甲には是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 4 前項の再度の完了検査は、第1項及び第2項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第1項中「前条第4項に規定する報告」とあるのは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。
- 5 甲は、完了検査の結果、本施設が募集要項等、要求水準書、事業提案書及び設計図書等の内容を満たしていると判断した場合、乙に対して遅滞なく完成確認通知書を交付する。
- 6 乙は、甲が本条に規定する完了検査を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任を免れず、甲は、当該検査を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

(供用開始予定日の変更)

第26条 乙は不可抗力、法令等の変更、その他乙の責によらざる事由により、本施設の供用開始予定日の遅延が避けられない場合は、当該予定日の変更を甲に請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議のうえ、合理的な供用開始予定日を定めるものとし、乙はこれに従わなければならぬ。

(設置工事の一時中止)

第27条 甲は、必要があると認められる場合、その理由を乙に通知したうえで、本施設の設置工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い本施設の設置工事の全部又は一部を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、本施設の供用開始予定日を変更することができる。

(設置工事の一時中止等)

第28条 本施設の設置工事を一時中止し、又は工期を変更することが必要となる場合（以下、本条及び次条において「設置工事の一時中止等」という。）、乙は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、設置工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、その他の本施設の設置工事の一時中止又はその続行に起因して発生する増加費用を負担する。

- 2 前項において、乙が負担すべき増加費用が合理的な限度を超えることにより本事業を当初の事業計画（甲の承認を得て変更した事業変更計画を含む。）どおり遂行することが困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに甲に対し通知するとともに、甲の指示に従って速やかに事業変更計画を作成し、これを甲に提出して承認を求めなければならない。
- 3 乙から前項の通知若しくは事業変更計画の提出があった場合、甲は、当該通知又は事業変更計画に基づく実行計画の内容について確認し、必要に応じて乙と対応方針について協議するものとし、その結果、事業変更計画の内容が合理的と認めたときは、これを承認するも

のとする。なお、甲が事業変更計画の内容が合理的でないと判断した場合、乙は速やかに事業変更計画を修正のうえ再提出しなければならない。

- 4 第1項に該当する場合において、本施設の供用開始が不能又は著しく困難と認められる場合、甲は、事前に乙との協議を経たうえで、本協定を解除することができる。この場合、甲は、乙に対し、本協定の解除によって甲に生じた損害の賠償を請求することができる。
- 5 甲又は旭川市議会の判断により、合理的かつ必要な限度において事業対象地のみを対象とする条例の制定、変更又は甲の政策変更が行われたことにより、設置工事の一時中止等が必要となる場合は、第1項に準ずるものとする。但し、この場合、甲と乙は、相手方に対し、本協定の解除によって生じた損害の賠償を請求することはできない。

(甲の責に帰すべき事由による設置工事の一時中止等)

第29条 甲における事務手続の懈怠等、甲の責に帰すべき事由により設置工事の一時中止等が生じた場合、前条第1項の増加費用は甲が負担する。

- 2 前項の場合、甲は、乙に対して設置工事の一時中止等が生じた理由を説明し、事業計画の変更案を提示して事業変更計画の作成及び提出を求めることができ、乙は、速やかにこれを作成して甲に提出するものとする。
- 3 乙から前項の事業変更計画の提出があった場合、甲は、当該事業変更計画に基づく実行計画の内容について確認し、必要に応じて乙と対応方針について協議するものとし、その結果事業変更計画の内容が合理的と認めたときは、これを承認するものとする。なお、甲が事業変更計画の内容が合理的でないと判断した場合、乙は速やかに事業変更計画を修正のうえ再提出しなければならない。
- 4 前三項の場合において、本施設の供用開始が不能若しくは著しく困難と認められる場合、又は本事業変更計画の内容が合理的範囲を超えることとなる場合、甲は、事前に相手方との協議を経たうえで、本協定を解除することができる。
- 5 前項により本協定が解除された場合、乙は、甲に対し、本協定の解除によって乙に生じた損害の賠償を請求することができる。但し、乙は甲に対し、逸失利益など消極損害の賠償請求はできないものとする。

(供用開始の遅延)

第30条 甲の責に帰すべき事由により本施設の供用開始が遅延した場合、乙は、甲に対し、この遅延によって乙に生じた損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲の責に帰すべき事由以外の事由により本施設の供用開始が遅延した場合、甲は、乙に対し、この遅延によって甲に生じた損害の賠償を請求することができる。

(設置工事中に乙が第三者に与えた損害)

第31条 乙が本施設の設置工事に関し、第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する義務を負うものとする。この場合において、乙は、損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(設置工事開始及び完了時の甲に対する届出)

第32条 乙が、本設置許可に係る本施設の設置工事を開始及び完了したときは、その旨を速やかに甲に届け出るものとする。

第3章 本施設の管理

(管理)

第33条 乙は、本施設の供用開始日を含む事業年度以降、毎事業年度、前事業年度の2月末日まで（初回は本施設の供用開始日の1か月前まで）に、本施設の運営に関する実施体制、実施内容、実施スケジュール等の必要な事項を記載した年度業務計画書を甲に提出し、前事業年度の3月末日までに甲の確認を受けなければならない。年度業務計画書の様式、記載事項等については、甲が別途指定する。

- 2 乙は、本施設の供用開始日を含む事業年度以降、毎事業年度、前事業年度の2月末日まで（初回は新アリーナの供用開始日の1か月前まで）に、新アリーナにおける公共的サービスの提供のための日数、時間及びその対価その他の新アリーナの活用に必要な事項について甲と協議を行い、新アリーナ活用合意書案を作成して甲に提出し、前事業年度の3月末日までに新アリーナ活用合意書案について甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、本設置許可及び年度業務計画書並びに新アリーナ活用合意書に基づき、適切に本施設の管理を行うものとする。
- 4 本施設の管理に関する利用者及び地域住民からの要望、問合せ及び苦情への対応は、乙の責任において行う。但し、甲の責に帰すべき事由により生じた要望、問合せ及び苦情への対応は甲が行うものとし、乙はこれに協力する。
- 5 乙は、本事業の管理にあたり取得した個人情報を法令等に従って厳重に管理するとともに、本事業の目的以外に利用してはならず、万が一漏洩又は紛失した場合には乙の費用負担と責任により適切な対応及び損害賠償を行うものとする。

(年度業務報告書の提出)

第34条 乙は、本施設の供用開始日を含む事業年度以降、毎事業年度、各事業年度の末日から3か月以内に、本事業の運営に係る業務及び収支に関する年度業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 年度業務報告書の様式、記載事項等については、甲が別途指定する。

(財務情報等の報告・開示)

第35条 乙は、事業期間中、各事業年度の末日から3か月以内に、乙に関する決算書及び会計監査報告書を、甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の報告事項のほか、甲から統計情報の作成等のための情報提供を求められた場合には、本事業に関する必要な情報を甲に対して提供する。

(その他の報告義務)

第36条 乙は、事業期間中、前二条のほか、本事業に関し甲が必要と認めて報告を求めた事項について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(乙によるセルフモニタリング)

第37条 乙は、事業期間中、法令等、本設置許可書、本協定、募集要項等及び要求水準書によって実施が義務付けられている事項並びに事業提案書において乙が提案したサービスに関する事項その他提案事項について、別紙6に定めるセルフモニタリング基準に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、甲からの提出要請があった場合には速やかに提出しなければならない。乙は、セルフモニタリングを通じて法令等、本協定、募集要項等、要求水準書、

事業提案書又は本設置許可書に抵触する事象が生じたと認識した場合、速やかに甲に対して通知しなければならない。

(甲によるモニタリング)

第38条 甲は、事業期間中、乙が法令等、本協定、募集要項等、要求水準書、事業提案書及び本設置許可書を遵守しているか否かについて、前条に定めるセルフモニタリングの報告を求めるほか、隨時各施設又は各業務を直接監査して、セルフモニタリングの適切性、本協定の遵守状況等を自ら確認するモニタリングを実施することができる。

- 2 前項のモニタリング等により、乙による事業実施が法令等、本協定、募集要項等、要求水準書、事業提案書若しくは本設置許可書を遵守しておらず又はセルフモニタリングが適切ではないと判断された場合、甲は、乙に対して、甲が指定する内容の改善計画の提出を命じができる。
- 3 乙は、前項に基づき改善計画の提出を命じられてから 60 日以内に改善計画を甲に提出し、その承認を得るものとする。甲が、提出された改善計画では十分に改善が果たされないと認定した場合、乙は当該認定日から 30 日以内に改善計画を甲に再提出しなければならない。
- 4 本条に関するその他の詳細については、別紙 6 として添付するモニタリングの方法等に従い、事業提案書を踏まえ事業開始予定日までに甲乙協議のうえ定めるものとする。

(許可の取消し等)

第39条 甲は、やむを得ない事由が生じた場合その他都市公園法に規定する事由が生じた場合においては、都市公園法に規定するところに従い、本設置許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止等を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損害に伴う補償については、都市公園法その他関係する法令等の規定に従うものとする。

(変更許可申請)

第40条 乙が、本設置許可を受けた事項（本施設の構造、外観及び管理の方法等）を変更しようとするときは、甲と協議した上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 乙は、前項に基づく変更の結果、本協定、募集要項等、要求水準書又は事業提案書に規定する事項の変更が必要となった場合、甲と協議し、甲の同意を得たうえで、変更が必要な文書及び年度業務計画書を変更したうえで、管理を行うものとする。

(許可の更新)

第41条 乙は、本施設について、本設置許可期間終了の 6か月前までに再度許可申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、本協定、募集要項等、要求水準書及び事業提案書に合致している場合には、許可を更新するものとし、以降同様とする。なお、当該更新後の許可の期間は、当該更新後の許可の日から 10 年を超えない範囲で甲が乙と協議のうえ定める期間（但し、●年●月●日よりも後の日を許可の期間に含めることはできない。）とし、当該更新後の本設置許可使用料は、当該更新後の設置許可時点を基準として、第21条第5項の規定を準用して甲が算出する金額とする。

- 2 乙が前項に定める設置許可期間の終期を超えて本事業の継続を希望する場合、甲は、乙と本事業の継続の要否について誠実に協議を行い、甲乙間で合意した場合に限って、本設置許可を

更新するものとする。当該更新後の本設置許可期間が終了した場合も同様とする。

- 3 甲は、本条に基づく乙の許可申請が本協定、募集要項等、要求水準書及び事業提案書に合致していない場合、乙に対し、許可申請の訂正を命令することができる。この場合、乙は速やかに訂正許可申請書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙による本協定の違反がある場合及び本施設の管理・運営業務が本協定、募集要項等、要求水準書及び事業提案書に従い適正に実施されていないと認められる場合その他合理的な理由がある場合は、第1項に規定する設置許可の更新を認めないことができる。
- 5 甲が前項に基づき又は法令等の変更により許可を更新しない場合でも、乙は甲に補償又は損害賠償を請求することはできない。

(改善命令)

- 第42条 甲は、本施設の管理・運営業務が本協定、募集要項等、要求水準書及び事業提案書に従い適正に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を命令することができる。
- 2 乙は、甲から前項の命令を受けた場合は、速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

(第三者による使用)

- 第43条 乙は、本施設の全部又は一部を第三者に賃貸し、又は使用させようとするときは、事前に当該第三者の概要その他甲が要求する内容を記載した書面を甲に提出のうえ、甲の承認を得るものとする。
- 2 乙は、本施設を暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は法令等に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者に使用させてはならない。
 - 3 乙は、本協定に別段の定めのない限り、事業期間終了日までに本施設に関する第三者との建物賃貸借契約等を終了させ、全ての入居者を退去させるものとする。また、乙は、本設置許可が終了し、又は取り消された場合は、当該第三者との建物賃貸借契約等を直ちに終了させ、全ての入居者を退去させるものとする。これらの場合において、退去に要する費用（入居者への補償も含む。）は全て乙の負担とする。
 - 4 乙は、第三者が本施設を転貸する場合（更に順次転貸する場合等を含む。）においても、自ら第三者に賃貸又は使用させる場合と同様の義務を当該第三者に遵守させるものとし、転貸に関して当該第三者が甲に対して負うべき責任については、乙が甲に対し直接責任を負うものとする。

(災害時の対応)

- 第44条 地震、火災等の災害時に本施設が避難地又は災害復旧活動拠点として利用される場合、乙は自らの費用をもって適切な初動対応を行い、本施設に生じた損害の復旧にかかる費用を負担する。但し、その対応が合理的な期間を超えて長期化する場合には、甲と乙は協議のうえ、その対応及び費用負担を決定する。
- 2 本施設の管理運営業務の実施に関連して事故や自然災害等の緊急事態が発生した場合、乙は、その影響を早期に除去するため早急に対応措置を取り、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、甲を含む関係者に対し緊急事態発生の旨を直ちに通報しなければならない。
 - 3 乙は、緊急事態による危険が回避された後、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものと

する。

- 4 甲は、事故や自然災害等により本施設が復旧困難な被害を受けた場合、乙に対し、必要な範囲で当該本施設に係る業務の全部又は一部の停止を指示することができる。
- 5 甲は、事故や自然災害等の発生時には、本施設を含む事業対象地の全部又は一部を広域の避難場所として指定することができ、その場合、甲は、乙に対し、必要な範囲で本施設に係る業務の全部又は一部の停止を指示することができる。
- 6 甲は、前二項に基づき本施設に係る業務の全部又は一部の停止を指示した場合であっても、乙に対して本施設の休業補償は行わない。

(増加費用等)

第45条 本施設の管理において増加費用又は損害が生じることとなった場合、乙は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、これらの増加費用及び損害を負担する。

- 2 前項において、乙が負担すべき増加費用が合理的な限度を超えることにより本事業を当初の事業計画（甲の承認を得て変更した事業変更計画を含む。）どおり遂行することが困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに甲に対し通知するとともに、甲の指示に従って速やかに事業変更計画を作成し、これを甲に提出して承認を求めなければならない。
- 3 乙から前項の通知又は事業変更計画の提出があった場合、甲は、当該通知又は事業変更計画に基づく実行計画の内容について確認し、必要に応じて乙と対応方針について協議するものとし、その結果、事業変更計画の内容が合理的と認めたときは、これを承認するものとする。なお、甲が事業変更計画の内容が合理的でないと判断した場合、乙は速やかに事業変更計画を修正のうえ再提出しなければならない。
- 4 甲は、第1項に該当する場合において、本事業の継続が不能又は著しく困難と認められる場合、事前に乙との協議を経たうえで、本協定を解除することができる。この場合、甲は、乙に対し、本協定の解除によって甲に生じた損害の賠償を請求することができる。
- 5 甲又は旭川市議会の判断により、合理的かつ必要な限度において、事業対象地のみを対象とする条例の制定若しくは変更又は甲の政策変更が行われたことにより、本施設の管理において増加費用又は損害が生じることとなった場合は、第1項に準ずるものとする。但し、これにより乙による本事業の継続が不能又は著しく困難となったと認められる場合、甲は、事前に乙との協議を経たうえで、本協定を解除することができるものとし、この場合、甲と乙は、相手方に対し、本協定の解除によって生じた損害の賠償を請求することはできない。

(甲の責に帰すべき事由等に基づく増加費用等)

第46条 甲における事務手続の懈怠等、甲の責に帰すべき事由により本施設の管理運営において増加費用が生じることとなった場合、その増加費用は甲の負担とする。

- 2 前項の場合、甲は、乙に対して当該事由が生じた理由を説明し、事業計画の変更案を提示して事業変更計画の作成及び提出を求めることができ、乙は、速やかにこれを作成して甲に提出するものとする。
- 3 乙から前項の事業変更計画の提出があった場合、甲は、当該事業変更計画の内容について確認し、必要に応じて乙と対応方針について協議するものとし、その結果事業変更計画の内容が合理的と認めたときは、これを承認するものとする。なお、甲が事業変更計画の内容が合理的でないと判断した場合、乙は速やかに事業変更計画を修正のうえ再提出しなければなら

ない。

- 4 前三項の場合において、本事業の継続が不能若しくは著しく困難と認められる場合、又は事業計画の変更が合理的範囲を超えることとなる場合、甲は、事前に相手方との協議を経たうえで、本協定を解除することができる。
- 5 前項により本協定が解除された場合、乙は、甲に対し、本協定の解除によって乙に生じた損害の賠償を請求することができる。但し、乙は甲に対し、逸失利益など消極損害の賠償請求はできないものとする。

(本施設の損傷に伴う影響)

第47条 不可抗力により本施設が重大な損傷を受け、本事業を当初の事業計画（甲の承認を得て変更した事業変更計画を含む。）どおり遂行することが困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに甲に対し通知するとともに、甲の指示に従って速やかに事業変更計画を作成し、これを甲に提出して承認を求めなければならない。

- 2 乙から前項の通知又は事業変更計画の提出があった場合、甲は、当該通知又は事業変更計画に基づく実行計画の内容について確認し、必要に応じて乙と対応方針について協議するものとし、その結果、事業変更計画の内容が合理的と認めたときは、これを承認するものとする。なお、甲が事業変更計画の内容が合理的でないと判断した場合、乙は速やかに事業変更計画を修正のうえ再提出しなければならない。
- 3 前項で甲が承認をしない場合、又は乙が合理的な事業変更計画を提出することができない程度の重大な損傷の場合、甲は、事前に乙との協議を経たうえで、本協定を解除することができる。
- 4 前項により本協定が解除された場合、甲と乙は、相手方に対して自ら負担した増加費用又は損害の賠償を請求することはできない。

(原状回復)

第48条 乙は、事業期間の終了日までに、乙の責任及び費用負担により、本施設を撤去し、募集要項等、要求水準書及び事業提案書に基づき原状回復を行わなければならない。この場合、乙は撤去の方法及び期間その他甲の指定する事項について記載した原状回復計画書を作成して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙が協議の上合意した場合、乙は、甲に対し、新アリーナを無償で譲り渡すことができる。この場合、乙は、新アリーナについて前項の原状回復義務を負わないものとする。
- 3 乙は、第1項の原状回復が完了した場合、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、前項による報告を受けた場合、14日以内に完了の検査を実施するものとする。
- 5 前項の完了検査の結果、原状回復が不十分であったと甲が認めた場合、甲は乙に対して追加の工事等を求めることができる。
- 6 甲は、前項に規定する追加の工事等の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 7 前項の再度の完了検査は、第4項及び第5項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第4項中「前項による報告」とあるのは、「追加の工事等の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。
- 8 乙が第1項に定める日までに原状回復を終えて土地を明け渡すことができなかつた場合、乙は、その日の翌日から実際に本施設の原状回復が行われて敷地が明け渡された日までの

期間（両端日を含む。）の日数に応じ、本設置許可使用料相当額の損害金を甲に支払わなければならない。なお、乙は、甲に対し、この損害金とは別に、甲が負担した増加費用及び損害に相当する額を支払うものとする。

(譲渡等の取扱い)

第49条 乙は、甲の事前の承諾なく、本施設の全部又は一部について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第4章 [既存公園施設等]の管理運営

【注：現時点では既存公園施設等の全体を指定管理の対象とすることを前提とする規定としていますが、指定管理業務の対象に係る提案内容に応じて規定を調整します。】

(指定管理者の指定)

第50条 甲は、指定管理者の指定に係る旭川市議会の議決を得たうえで、乙をして[既存公園施設等]の指定管理者に指定することができるものとする。

- 2 甲が前項に従い乙を[既存公園施設等]の指定管理者に指定する場合、甲及び乙は、令和●年●月●日（以下「指定管理に関する基本協定締結期限日」という。）までに、別途、別紙7の様式に従って、指定管理基本協定を締結するものとする。但し、甲及び乙は、協議により指定管理に関する基本協定締結期限日を変更することができるものとする。
- 3 乙は、第1項の指定又は次項の再指定を受けた場合、指定管理基本協定に記載する内容に基づき、[既存公園施設等]の維持管理を行うものとする。
- 4 第1項に定める指定管理の期間終了後も本設置許可が継続する場合、甲は、乙と協議を行い、旭川市議会の議決を得たうえで、第1項に定める指定管理の再指定を行うことができるものとする（当該再指定後の指定管理の期間終了後も同様とする。）。この場合、甲及び乙は、別途、別紙7の様式に従って、当該指定管理の期間に係る指定管理基本協定を締結するものとする。
- 5 甲が第1項の指定又は前項の再指定を行わなかった場合（当該指定に係る旭川市議会の議決が取得できなかった場合を含む。）でも、乙は甲に補償又は損害賠償を請求することはできない。

第5章 契約保証

【注：契約保証に関する事項については、全て暫定的なものであり、事業提案書の内容及び事業者との協議を踏まえ、追って調整する予定です。】

(契約保証)

第51条 乙は、本施設の設置工事着手日までに、契約保証金として、本設置許可使用料の24か月分相当額を、甲に対して支払う。但し、乙は、甲が認める金融機関の保証（ボンド）を提供し、又は甲が認める保険契約を締結することにより、契約保証金の支払に代えることができる。

- 2 前項の保証金は、甲が乙に対して有することとなる債権を担保することを目的とするものであり、乙は、甲に対して有する保証金返還請求権と甲に対して負担する債務とを相殺することはできない。
- 3 本協定が終了する時までに、甲が保証金をもって乙に対して有する債権の弁済に充当し、保証金に不足が生じたときは、乙は甲に対し、直ちにその不足額を支払うものとする。
- 4 甲は、本協定が終了したときは、乙に対して契約保証金を無利息で返還する。但し、この場

合において乙の甲に対する債務が存在するときは、契約保証金は当然にその債務の弁済に充当され、残額が甲から乙に対して返還されるものとする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、第41条第1項又は第2項に基づく設置許可の更新が行われた場合、第1項に定める契約保証金の額は、当該更新後の本設置許可使用料の24か月分相当額に当然に変更されるものとする。この場合、乙は、当該更新後の設置許可の開始日までに、当該更新後の契約保証金と支払済みの契約保証金との差額（もしあれば。）を甲に支払うものとする。但し、当該更新後の契約保証金が支払済みの契約保証金の額に満たない場合には、甲は、当該更新後速やかに乙に当該差額相当額を無利息で返還するものとする。

第6章 本協定の期間及び解除

(本協定期間)

第52条 本協定は、本協定の締結日から効力を生じ、事業期間の終了日をもって終了する。

(甲による解除)

第53条 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、何らの催告なく、本協定を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定により排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）、又は同法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第7条の7第3項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 本事業に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑の宣告を受け、当該刑が確定したとき。
- (4) 乙又はその役員若しくは従業員が以下のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員であると認められるもの
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるもの
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

カ その他上記アないし才に準ずるもの

- (5) 乙が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について乙の株主総会又は取締役会その他の意思決定機関でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の役員を含む。）によってその申立てがなされ、当該決議又は申立ての日から30日以内に当該決議又は申立てが取り消され、又は取り下げられなかったとき
 - (6) 乙について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき、その他乙の財務状況が著しく悪化し、本事業の継続が困難と認められるとき
 - (7) 乙について、本設置許可その他本事業の実施に必要となる許認可等が終了し、又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき
- 2 甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、乙に対して催告を行ったうえで、本協定を解除することができる。
- (1) 乙が、本協定、本設置許可書、募集要項等、要求水準書又は事業提案書に規定される乙の義務に違反したとき。但し、治癒が可能な義務違反と甲が認めた場合は、甲が相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、当該義務違反が治癒されなかったとき
 - (2) 乙に法令等の不遵守があったとき。但し、軽微な不遵守と甲が認めた場合は、甲が相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、当該法令等の不遵守が改善されなかったとき
 - (3) 乙が、本事業の全部又は一部を放棄したと認められるとき
 - (4) 乙、第34条第1項に規定する報告書に虚偽の記載を行ったとき
 - (5) 乙が、第42条に規定する改善命令後、改善計画を提出せず、又は改善計画に定められた是正策を実施しなかったとき（提出された改善計画が著しく不合理であった場合も含む。）
 - (6) 乙が、第41条第3項に規定する訂正命令後、訂正許可申請書を提出しなかったとき（提出された訂正許可申請書が著しく不合理であった場合を含む。）
 - (7) 乙が、第5条の表明保証に違反したとき又は本協定締結後に第5条各号に掲げる事項に反する状態となったとき
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、乙が本事業を行うことが不適当又は本事業の継続が困難であると認められるとき

（乙による解除）

第54条 甲が本協定、本設置許可書、募集要項等、要求水準書又は事業提案書に規定される甲の義務に違反し、かかる義務違反により本事業の継続が困難であると認められる場合には、乙は合理的な催告期間を設けて甲に通知し、本協定を解除することができる。

第7章 解除の効果

（本施設の解除に伴う措置）

第55条 前二条その他本協定の定めに基づき本協定が解除された場合、甲は速やかに本設置許可の取消しを行い、本施設（その出来形部分を含む。）が存在するときは、乙は速やかに第

48条の規定を準用して原状回復するものとする。この場合において、第48条に「事業期間の終了日までに」とあるのは「本協定が解除された後速やかに」に、「その日の翌日から」とあるのは「本協定が解除された後、原状回復に要する合理的期間として甲が定めた期間の終了日の翌日から」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。また、本協定が前条により解除された場合には、これらの読み替えに加えて、第48条第1項の末尾に「但し、乙が負担した費用について、甲は乙と協議のうえ甲による補償額を定める。」を加えて読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が正当な理由なく相当の期間内に本施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって本施設の撤去又は原状回復を行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることはできず、甲が撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。但し、前条に基づき本協定が解除された場合、甲は乙と協議のうえ、乙による負担額を定める。

(解除に伴う賠償等)

第56条 第53条第1項第1号ないし第4号のいずれかに該当するときは、甲が本協定を解除するか否かにかかわらず、乙は、当該時点における本設置許可使用料の48か月分相当額を違約金（違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。）として甲の指定する期日までに支払わなければならない。なお、甲に損害が生じた場合には、甲は乙に対して本項に基づき乙が甲に支払う違約金の額とは別に、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に定める場合のほか、甲が本協定の定めに基づき、乙の責に帰すべき事由により本協定を解除した場合（乙との合意により解除した場合を除く。）、乙は、当該解除時点における本設置許可使用料の24か月分相当額を違約金（違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。）として甲の指定する期日までに支払わなければならない。なお、甲に生じた損害の額が、本項に基づき乙が甲に支払う違約金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき請求することができる。
- 3 甲は、第51条に基づく保証金を受領し、又は金融機関等による保証債務の履行を受けた場合に、本条に規定する違約金及び甲に生じた損害に充当することができる。
- 4 乙が第54条の定めに基づき本協定を解除した場合、又は甲と乙が本協定を合意により解除した場合、甲又は乙に生じた損害の賠償方法については、甲と乙が協議のうえ定める。但し、乙は甲に対し、逸失利益など消極損害の賠償請求はできないものとする。

(許可の取消し等)

第57条 甲は、都市公園法第27条第2項に規定する事由が生じた場合においては、同法に規定するところに従い、本設置許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止等を行うことができる。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損害に伴う補償については、本協定の定めにかかわらず、都市公園法及び関係する法令等の規定に従うものとする。

第8章 SPC設立の特則

【注：SPCの設立に関する事項については、事業提案書の内容及び事業者との協議を踏まえ、記載する予定です。】

第9章 雜則

(協議)

第 58 条 甲及び乙は、必要と認められる場合は適宜、本協定に基づく一切の業務に関連する事項について、相手方に対し協議を求めることができる。

(著作権の使用)

第 59 条 甲は、設計図書等について、甲の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 前項の設計図書等が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合における著作者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによる。
- 3 乙は、甲が当該設計図書等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようになければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物又は本施設の内容を公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用されること
 - (2) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲又は甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること
 - (3) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること
 - (4) 本協定終了後、本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと
- 4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 設計図書等を公表すること
 - (2) 設計図書等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
 - (3) 乙の作成する成果物及び本施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させること
- 5 乙は、その作成する成果物及び本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。
- 6 乙は、その作成する成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。かかる著作権の侵害に関して、甲が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、乙は、甲に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。なお、本項は本協定の終了後も存続するものとする。

(特許権等の使用)

第 60 条 乙は、本協定の履行にあたり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権（以下、本条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害しないことを甲に対して保証する。

- 2 乙が本協定の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は乙が甲に対して提供

するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、当該侵害に起因して甲又は甲の指定する第三者に直接又は間接に生じた全ての損害及び費用につき、甲又は甲の指定する第三者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。なお、本項は本協定の終了後も存続するものとする。

- 3 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。但し、その使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示が不適当なことを重大な過失なくして知らなかつたため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りでない。

(協定上の地位の譲渡)

第61条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位又は本事業について旭川市との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位、及びこれらの協定又は契約に基づく権利義務を第三者に譲渡（信託譲渡を含む。）し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第62条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であつて当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。但し、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザー若しくは本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合
- (2) ①当該情報を知る必要のある甲の職員、乙の従業員等、若しくは甲若しくは乙の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある乙の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ甲との間で合意された会社等又はそれらの従業員等、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、甲又は乙と同一の秘密保持義務を負うことの条件として開示する場合
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。
- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 3 前二項の定めは、甲及び乙による本協定の完全な履行又は本協定の終了にかかわらず、有效地に存続する。

(計算単位等)

第63条 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計算単位は、設計図書等に特別の定めがある

場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の規定によるものとする。

- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる通貨単位は、日本円とする。
- 3 本協定の履行に関する期間の定めについては、本協定、募集要項等、要求水準書又は事業提案書に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによるものとする。
- 4 甲又は乙が、本協定及び本協定に基づき締結される各契約に基づく支払を遅延した場合には、本協定に特別の定めのない限り、未払額につき履行すべき日（以下、本項において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。この場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

(相殺)

第64条 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権その他の債権と対当額で相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

(通知先等)

第65条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された代表企業の名称及び所在地宛になれるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届け出るものとする。

(準拠法)

第66条 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第67条 本協定に関する紛争については、旭川地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第68条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本協定を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年●月●日

【所在地】

甲 旭川市
旭川市長 ●●

乙 (代表企業)

乙 (構成企業)

別紙1 定義集（第2条関係）

本協定において、次に規定する用語の定義は、それぞれ以下に規定するところによる。

SPC	本事業を遂行することを目的として乙により設立される会社をいう。
事業期間	本協定の締結日から令和●年●月●日（第41条第2項に基づく本設置許可の更新が行われた場合は、当該更新後の本設置許可の有効期間の末日）までをいう。
事業対象地	本事業が行われる別紙5に示す用地をいう。
事業提案書	本事業に係る募集手続において、乙が令和●年●月●日付で甲に提出した本事業の実施に係る提案書類（ヒアリング時の提案内容に係る質問及びその回答その他乙の甲に対する一切の提案内容を含む。）及び当該提案書類の説明又は補足として乙が甲に提出し受理されたその他一切の資料をいう。
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31までの期間をいう。但し、最初の事業年度は、事業期間の開始日からその直後の3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。
設計図書等	別紙4に規定する各書類の総称をいう。
都市公園法	都市公園法（昭和31年法律第79号）をいう。
ヒアリング	甲が本事業に関する募集手続において実施した乙のプレゼンテーション及びこれに対する花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会による質疑応答をいう。
不可抗力	暴風、豪雨、強風、竜巻、台風、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、津波その他の異常気象ないし自然災害又は騒擾、騒乱、暴動、テロ行為、疫病、放射能汚染その他の人為的な現象（但し、本協定、募集要項等、要求水準書、事業提案書又は設計図書等に基準を定めたものにあっては、これを超えるものに限る。）のうち、甲及び乙のいずれの責にも帰さないものであって、通常予見可能な範囲外のもの、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を期待することが困難であるものをいう。但し、法令等の変更はこれに含まれない。
法令等	本事業を実施するうえで遵守すべき条約、法律、政令、省令、条例、規則及びこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定及び命令、仲裁判断、議会の判断及び議決、その他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
募集要項	甲が令和●年●月●日付で公表した、（仮称）旭川新アリーナ等整備事業募集要項（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。

募集要項等	募集要項並びにその添付書類及び補足資料（いざれも修正があった場合は、修正後の記述による。）、甲のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表したこれらに関する質問回答書、その他これらに関して甲が発出した書類（基本協定書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。
本施設	新アリーナ及び収益施設をいう。
本設置許可書	都市公園法第5条の規定に基づき、甲が乙に対して交付し又は交付する予定の、本事業の対象となる公園施設の設置等に関する事項を定めた許可書をいう。

別紙2 事業日程（第7条関係）

※ 事業提案書の内容及び事業者との協議により決定します。

別紙3 乙が付す保険等（第15条関係）

※ 事業提案書の内容及び事業者との協議により決定します。

別紙4 本施設の設計図書等（第16条関係）

（留意事項）

- ・設計業務提出図書は、次のものを標準とする。
- ・主要な図書等は、工程に基づき適宜提出すること。また、基本設計完了時、及び実施設計完了時には、それぞれ提出書類一式をとりまとめて提出すること。
- ・図面の提出は、原則として印刷物（A1、A3 サイズで各1部）に加えて二つ折製本（A3 サイズで3部）及び CAD データ（オリジナル CAD データ及び dxf 形式・バージョン R12）、PDF データとする。また、図面以外の提出は、PDF データ（Microsoft Excel、Word 等のオリジナルデータがある場合は、そのデータも含む。）を提出すること。疑義がある場合は、協議によるものとする。
- ・その他必要な図書及び必要な事項等については、協議によるものとする。

1 基本設計完了時提出物

（1）基本設計図書

- ・敷地案内図
- ・配置図
- ・平面図（各階）
- ・断面図
- ・立面図（各面）
- ・外構計画図
- ・植栽計画図
- ・排水計画図

（2）検討資料、計算書、報告書等

- ・仮設計画、建設設計画及び工程に関すること
- ・交通量調査結果に関すること
- ・屋外環境のシミュレーション結果に関すること（日影、騒音、外構照明）
- ・屋内環境のシミュレーション結果に関すること（照明、音響、温熱、気流環境）
- ・省エネルギー及び ZEB 導入検討に関すること

（3）透視図等

- ・鳥観図
- ・建屋外観図
- ・建屋内観図

2 実施設計完了時提出物

（1）実施設計図書

- ・敷地案内図
- ・配置図
- ・平面図（各階）
- ・断面図
- ・立面図（各面）
- ・外構図

- ・植栽図
- ・雨水排水計画図
- ・仮設計画図
- ・敷地測量図
- ・敷地高低測量図
- ・平均地盤面算定図

(2) 検討資料、計算書、報告書等

- ・仮設計画、建設設計画及び工程に関すること
- ・地質調査結果に関すること
- ・環境保全性、省エネルギー及びZEB導入検討に関すること

(3) 透視図等

- ・鳥観図
- ・建屋外観図
- ・建屋内観図

3 その他の提出物

- (1) 設置許可申請に当たって必要な整備区域図及び面積表を提出すること。
- (2) 整備区域図及び面積表と併せて、除雪計画（例：融雪施設の配置、一時堆雪スペース、排雪の考え方）を提出すること。
- (3) インフラの引き込みの方法によっては既存公園施設や総合体育館と光熱水費の案分が発生することが考えられるため、この場合、光熱水費の案分等に関する検討資料を提出すること。
- (4) 花咲スポーツ公園の再整備（総合体育館の解体、既存公園施設等の改修）に関し、市が行う国庫交付金等申請に当たって必要な資料の作成に協力すること。

別紙5 事業対象地（第21条関係）

※ 事業提案書に従い作成します。

別紙6 セルフモニタリング基準（第37条、第38条関係）

※ セルフモニタリング基準については、甲乙協議のうえ定めるものとします。

別紙7 指定管理基本協定書（第50条関係）

花咲スポーツ公園指定管理業務基本協定書

旭川市（以下「甲」という。）と●●、●●、●●（以下、個別に又は総称して「乙」という。）とは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第45号。以下同じ。）第6条の規定に基づき、花咲スポーツ公園の管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、旭川市都市公園条例（昭和32年条例第22号。以下「都市公園条例」という。）第6条の2の規定に基づき、乙に施設の管理を行わせる。

（管理運営の基本）

第2条 乙は、管理業務の実施に当たっては、この協定のほか、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年条例第29号。以下「指定条例」という。）、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、都市公園条例、旭川市都市公園条例施行規則（昭和33年規則第9号）及び関連する法令等に従うとともに、甲が令和●年●月●日付で公表した（仮称）旭川新アリーナ等整備事業募集要項及びこれに付随する書類一式（以下「募集要項等」という。）、（仮称）旭川新アリーナ等整備事業要求水準書（既存公園施設等）（以下「要求水準書」という。）並びに事業提案書（（仮称）旭川新アリーナ等整備事業（以下「アリーナ事業」という。）に係る募集手続において、乙が令和●年●月●日付で甲に提出した提案書類（ヒアリング時の提案内容に係る質問及びその回答その他乙の甲に対する一切の提案内容を含む。）及び当該提案書類の説明又は補足として乙が甲に提出し受理されたその他一切の資料をいう。）に基づき、施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて運営するものとする。

2 乙は、指定条例第3条に規定する事業計画書の内容に基づき、甲乙協議した事項を踏まえ、毎年度当初に事業計画書及び収支予算書を作成し、甲に提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により甲に提出した事業計画書の内容を遵守し、適正かつ確実に管理業務を行わなければならない。

4 乙は、事業計画書に基づく事業の実施が困難な場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。【注：本指定管理協定の期間は指定管理の期間に合わせて規定します。】

2 前項の規定にかかわらず、第23条第1項に基づき指定管理者の指定が取り消された場合、この協定の期間は、当該指定が取り消された日までに変更されるものとする。

（管理業務の詳細）

第4条 都市公園条例第6条の2第2項各号に定める乙が行う管理業務の詳細は、募集要項等及び要求水準書に定めるとおりとする。

（自主事業）

第5条 乙は、公園の設置目的の達成に寄与し、ひいては市民の満足度を上げるため、管

理業務を妨げない範囲において、自己の費用と責任負担により、第4条に定める管理業務以外の自主事業を実施することができる。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲にあらかじめ実施計画書を提出し、事業内容の事前承認を受けるとともに、必要な使用許可手続を行い、使用料を納付しなければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、自主事業実施に当たり、条件を定めることができる。
- 4 自主事業実施に伴う収入及び支出は、管理業務に伴う経理と明確に区分して管理しなければならない。

(会計の区分)

第6条 管理運営に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(報告等)

第7条 乙は、前月分の管理業務に係る経費の収支状況、管理の業務の実施の状況、使用的状況、使用料の徴集実績、利用者数の実績及び利用者からの意見及びこれについての対応状況に関する報告書を作成し、毎月20日までに甲に報告しなければならない。

- 2 指定条例第6条に基づく事業報告書には、前項に掲げる事項のほか、管理の実態を把握するために必要な事項を記載するものとする。
- 3 乙は、四半期ごとに、前月分までの業務に係る経費の収支状況、管理業務の実施状況、施設等の使用の状況、使用料の徴収実績、利用者数の実績及び利用者からの意見及びこれについての対応状況に関する報告書を作成し、各四半期終了月の翌月20日までに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、毎会計年度の最終日から3か月以内に、会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に規定される計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を甲に提出しなければならない。
- 5 甲は、前四項に規定するもののほか、必要と認める場合には、乙に管理業務の状況に関する報告（資料等の提出を含む。）を求めることができる。
- 6 第2項の事業報告書は、閲覧が可能なように施設内に備え置くものとする。

(調査等)

第8条 甲は、管理業務の適正かつ確実な実施を期するため必要があると認めるときは、管理業務に関する書類その他の記録を検査し、又は施設の管理等について実地調査することができる。

- 2 甲は、管理業務及びその実施について、乙に必要な指示をすることができる。
- (管理運営状況の評価)

第9条 甲は、毎年度終了後、乙による花咲スポーツ公園の管理運営状況を評価し、その結果を公表するものとする。

- 2 乙は、甲が行う施設の管理運営に関する評価の実施に協力するものとする。

(監査等)

第10条 乙は、管理業務に係る出納その他の事務の執行について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第199条第7項に規定する監査又は旭川市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成12年条例第3号）に規定する監査が実施されるときは、これに応じなければならない。

(委託費)

第11条 協定期間中の指定管理料の上限は●円（うち消費税及び地方消費税の額●円）とし、各年度の指定管理料の額及び支払の方法等については、毎年度の予算の範囲内で、甲乙協議の上別に締結する年次協定書において定める。

2 前項の定めにかかわらず、指定管理料の支払額は、別添1（モニタリング及び指定管理料の減額等の基準と方法）の定めるところに従い減額される。

(委託費の精算)

第12条 事業計画書に従い指定管理業務を実施する中で生じた余剰金や不足金については、原則、精算しない。ただし、災害による大規模な損害が発生した場合等は、甲乙協議の上決定するものとする。

(担当職員の管理等)

第13条 乙は、管理業務に当たる職員の管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理業務を行う職員の名簿を作成し、管理業務を開始する際甲に提出すること。また、職員の変更があった場合は、遅滞なくその旨を甲に届けること。
- (2) 管理施設に係る乙の職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないよう定めること。
- (3) 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- (4) 開館時間内は管理員を1名以上配置すること。
- (5) 緊急時連絡網及び防犯・防災マニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (6) 管理に必要な法制度、旭川市の法規等について、職員に周知し遵守させること。また、職員が管理業務等によって知り得た秘密を他に漏らさないよう徹底した指導を行うこと。

(物品の帰属)

第14条 甲は、甲の所有に属する物品で別に定めるものについて乙に無償で使用させるものとし、乙は善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとする。

2 乙が管理業務のために管理経費により購入した物品は、甲の所有に属するものとする。

3 乙は、業務の完了等により不要となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

(文書の管理)

第15条 乙は、管理業務に関する文書について、旭川市事務取扱規程（昭和39年4月1日訓令第9号）に準じて管理するものとする。

(責任の分担)

第16条 都市公園の管理業務に関する責任の分担については、別添2（リスク分担表）のとおりとする。

(改裝等の費用負担)

第17条 施設の土地又は施設等（甲の財産であるものに限る。）に関する改築、改造若しくは大規模な修繕又は新設、増築若しくは移設は、甲の負担において行うものとする。ただし、これらの経費が委託費に見積もられたときは、その範囲内で乙が行う。この場合において、乙はあらかじめ甲の承認を得なければならない。

(物品及び施設等の滅失又は損傷)

第18条 乙は、物品及び施設等が滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、物品及び施設等の滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき事由により生じたとき

は、乙の負担において当該物品及び施設等を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償等)

第19条 乙は、管理業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が損害を受けた第三者に対し損害を賠償した場合には、甲は、その賠償について乙に求償することができる。

(非常事態時の対応)

第20条 乙は、施設の管理業務に際して、火災等の事故が発生した場合、応急救護、初期消火、緊急時連絡網による通報連絡等を適切に行うとともに、速やかに甲に連絡しなければならない。また、事故処理後は、速やかに事故報告書を甲へ提出するものとする。

(業務の一括委託等の禁止)

第21条 乙は、管理に係る業務を一括して又はその主たる部分を第三者に委託してはならない。また、業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ甲に報告しその事前の承認を得なければならない。ただし、急を要する場合等あらかじめ報告することが困難な場合においては、事後に報告するものとする。

2 乙が前項の規定に基づき管理に係る業務の一部を第三者に実施させる場合には、すべて乙の責任において行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第22条 乙は、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りではない。

(指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の停止)

第23条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することができる。

(1) 乙が甲の指示に従わないとき。

(2) 乙がこの協定又は別に定める年次協定書に違反したとき。

(3) 甲及び乙の間の●年●月●日付（仮称）旭川新アリーナ等整備事業基本協定書が解除されたとき。

(4) 前三号に規定するもののほか、乙の責めに帰すべき事由により、管理業務を継続することが適当でないと甲が認めるとき。

2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定の取消し及び管理業務の全部又は一部を停止することにより生じた乙の損害については、甲はその賠償又は補償の責めを負わないものとする。

3 乙は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設等を甲に返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第24条 乙又はこの協定に基づく乙の施設の管理業務に従事している者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。この協定が終了し、又は解除され若しくは従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

2 乙は、この協定に基づく施設の管理業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報の

保護に関し必要な措置を講じるとともに、次の各号に掲げるとおり適切に管理しなければならない。

- (1) 乙は、個人情報を管理する場合において、法人としての本来の事業に係る個人情報と指定管理業務に係る個人情報を厳格に分離しなければならない。
- (2) 乙は、この協定による管理業務を行うに当たり個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のため必要最小限のものとしなければならない。
- (3) 乙は、個人情報を収集したときの目的を超えて個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 乙は、この協定による管理業務を行うに当たり個人情報の漏えい、改ざん及び滅失の防止その他個人情報の適正な管理に努めなければならない。
- (5) 乙は、この協定による管理業務を行うに当たり個人情報の漏えい、改ざん及び滅失があった場合には、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (6) 乙は、この協定による管理業務を行うに当たり取り扱う個人情報を保存する必要がなくなった場合は、甲に引き渡す場合を除き、当該個人情報の内容を他に知られるとのないよう確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。

(情報公開に関する事項)

第25条 乙は、この協定による管理業務を行うに当たり取り扱う情報に関し、旭川市情報公開条例（平成17年条例第7号）第26条の規定に基づき、当該情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

(行政手続条例の遵守)

第26条 乙は、旭川市行政手続条例（平成11年条例第2号）の規定を理解し、遵守しなければならない。

(利用者ニーズの把握)

第27条 乙は、定期的に利用者アンケートを実施するほか、館内に意見箱を設置するなど利用者のニーズを把握すること。

(管理業務の引継ぎ)

第28条 乙は、指定の期間満了のとき又は第23条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設の管理に必要な文書等を甲に引き継ぐものとする。また、必要に応じ原状に復して市へ引き渡すものとする。

(役員等の変更)

第29条 乙は、その役員及び事務所の所在地について変更したときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(協議)

第30条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 【所在地】
旭川市
旭川市長 ••

乙 【所在地】
【事業者名】
代表取締役 ••

別添 1

モニタリング及び指定管理料の減額等の基準と方法

※ 募集要項別紙1 「モニタリング及び指定管理料の減額等の基準と方法」 の内容に基づき規定される。

別添 2

リスク分担表

※ 募集要項の 4 「リスク分担表」 の内容に基づき規定される。